

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題。

議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)について説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)について。

榛東村長より令和5年8月25日付をもって、別添のとおり、榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)の照会があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の規定により決定を求める。

令和5年9月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

細谷係長 産業振興課、細谷です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

そうしましたら、議案書2ページをご覧ください。

一応、こちらが照会文になっております。こちらに基づきまして、別紙ということで、新旧対照表というところでお手元にあると思いますので、そちらをまずご覧ください。

初めに、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、こちらについてご説明させていただきたいと思います。

こちらの基本構想につきましては、今後10年間にわたる農業経営の目標を明らかにしたものです。こちらが農業経営者を育成していくための施策等を決めた村の総合的な考え方となっております。

こちらの基本構想につきましては、農業経営基盤強化法第6条に基づいて、まず県知事が策定することになっており、県知事が、基本方針というものをまず作成いたします。県が策定した基本方針、こちらに基づいて市町村も同じような感じで基本構想というものを定めます。それがこちらになっております。通常5年ごとに見直しが行われるのですが、今回、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法は改正されました。それに伴って、県の基本方針が改正されました。県の方針が変わりましたので、村の構想もそれに倣って改正となります。

なお、こちらの基本構想を変更する際には、農業委員会と農協の意見を聞くことになっております。そのため今回上程させていただいていることとなります。

主な改正点について説明させていただきます。

まず、法改正に基づく語句の修正です。人・農地プラン、もう榛東村はできましたので、今後、令和7年までに地域計画というのを策定しなくてはならないのですが、それに基づく改正に伴う修正となっております。

続きまして、法改正に基づく語句の追記ということで、農業を担う者の確保及び育成の追加というのが新しく追加されましたので、こちらについて追加させていただいております。

続きまして、利用権設定等促進事業に関する事項の削除、こちらも地域計画というのができますので、こちらについては削除ということになります。

その他、法改正や情勢等の変化に対応した見直しということで、ここは適宜改正することにしております。そのため数値目標など根本的な見直しは今回行いません。法改正に伴う軽微な見直しとなっております。

それでは、内容についてもう少し説明させていただきたいと思います。

お手元の資料1ページ、ご覧ください。こちら左が今回の改正、右側が現行の基本構想となっております。

まず一番下です。今回、元は令和3年12月にできたのですが、今回見直しを行います

ので、一応、令和5年10月というふうに変わります。ただ、10月と書いてあるのですが、実際、群馬県知事と協議が調ったところになりますので、10月ではなく、もう少し後になるかと思われま

す。2ページをご覧ください。下の方ですけれど、こちらが人・農地プランという言葉が入っておりますので、こちらについては削除ということになります。

少し飛んで12ページをご覧ください。12ページの半分より下ぐらいですが、こちらが農業を担う者という言葉が追加になりますので、それに伴う改正になります。

続きまして、13ページも同様となっております。一つ一つ触れてられませんので、後でご確認ください。

14ページ、ご覧ください。まず数字です、条項がずれますので、第3というのが第4になります。また、語句の修正ということで、利用関係の改善というのが総合的かつ総合的な利用というふうに変更になります。真ん中辺も一緒の考え方です。

下の方ですが、こちらが語句の追加ということになります。榛東村とか北群渋川農協、こういった変転が追加になっております。一番下ですが、こちらが利用権設定等促進事業という、現行ではあるのですが、こちらがなくなりますので、それに伴う改正となっております。

15ページをご覧ください。上から2行目、3行目ですが、こちらが情勢等の変化に伴う見直しになっております。5行目以降につきましては、利用権等促進事業の削除と、あと地域計画が追加になっております。

21ページをご覧ください。21ページの真ん中より少し上ですが、こちらにも利用権の設定等という言葉がありますので、こちらについても削除ということになります。

22ページをご覧ください。こちらにも語句の追記ということで、農業委員会、農地中間管理機構という言葉が追加になっております。

また、現行のところですが、情勢等の変化に伴った見直しということで、全て削除になります。

24ページをご覧ください。下から3行目ですけれども、改正案の方ですが、こちらがすみません、基本構想は令和5年10月1日からとあるのですが、こちらにも冒頭申し上げましたとおり、知事との協議終了後に施行となりますので、10月じゃなくて、知事との協議が終了したときになります。

最後ですが、25ページ以降、こちらにつきましては、利用権設定等促進事業に関することになりますので、こちらについては全部削除となります。

少し駆け足だったのですが、今回の改正につきましては、法改正によるものになります。県の基本方針に準じた改正となっておりますので、本格的な見直しはまた令和

8年度に行うこととなります。そのときには所得目標や労働時間の数値等の見直しも出てくると思われますので、今回については語句の修正ということとなります。

簡単ですが、以上です。

議長 議案第1号について、事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、次に、意見等がありましたらお願いします。

推進委員5番、立見君。

立見委員 少し聞きたいのですけれど、榛東村地域農業再生協議会というのは実際もうできているのですか。

議長 事務局長。

事務局長 再生協はございます。水田の関係で毎年会議等行っております。

議長 他に質問、意見等ありますか。

(「なし」という声あり)

議長 他に意見等がなければ、これを榛東村農業委員会の意見として決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)については、決定することとします。

◎議案第2号

議長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和5年8月25日付で別添の農地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和5年9月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明いたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

どうぞ。

細谷係長 それでは、お手元の4ページ、利用権設定等総括表をご覧ください。

まず1件目の計画です。利用権を設定する貸手は山子田の方。賃貸借の設定で農地の所在は山子田字御堀890の1。現況地目は田。面積は1,179㎡のうち1,114㎡となっております。借手は新井の方で、利用目的は水田。貸借期間は令和5年10月1日から1年間、令和6年9月30日までとなっております。

続きまして、2件目の計画です。利用権を設定する貸手は前橋市の方。使用賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字柳沢2518の9。現況地目は畑。面積は2,104㎡となっております。借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年10月1日から3年間、令和8年9月30日までとなっております。

5ページをご覧ください。

こちらの借手の方ですけれども、こちらにつきましては新規の就農者となります。今年の5月26日に青年等就農計画というものを出示していただきまして、そこで計画が認められた新規の就農者となります。現在、この方につきましては農業の研修中ということで、高崎の農家さんで今現在、研修中です。令和6年4月1日から就農する予定となっております。

6ページが2件目で、7ページをご覧いただきたいのですが、7ページが2件目の借手ということで、こちらが中之条の農地所有適格法人になります。こちらの会社につきましては、もう榛東村でもネギ等を作っている実績のあるところとなっております。

簡単ですが、以上になります。

議長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

農業委員3番、真下君。

真下委員 この新規就農の方は何歳ぐらいですか。

議長 細谷係長。

細谷係長 5ページ、ご覧ください。

5ページの下の方にあります、23歳の方になります。

議長 他にはありますか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とすることとします。

ここで、細谷係長の退席を認めます。

細谷係長 それでは、失礼します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は1ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字山子田字川端642番2。地目は登記、現況ともに畑。面積は529㎡。2筆目の農地の所在は大字山子田字新保649番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は991㎡。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は東京都豊島区の方。経営面積は自作地15.2アール。申請事由は、相続で申請地を譲り受けたが、東京に在住しており耕作できないため、譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は吉岡町の方。経営面積は81アール。申請事由は山菜を主に農業経営の拡大を図るため、申請地を譲り受けて、山菜、コゴミを栽培し収穫したいとのことです。

議案書9ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する農地法3条の調査書を添付しております。また、前橋市、吉岡町の農地の耕作状況につきまして照会したところ、遊休農地となっているところはなく、適正に耕作及び管理を行っているという回答を得ております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 議案第3号、番号1について、事務局の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

議案第3号について、地区担当として少々付け加えさせていただきます。

先ほどの事務局長の説明のとおり、譲渡人、譲受人ともに村外の人でして、譲受人はほかにも農地を取得していますが、私が聞いた話では、それが耕作されていない状況とのことです。そこへもって榛東村の農地をさらに買い増すという形になるわけで

す。また、山菜のコゴミというかなり傷つきやすい作物だと思うのですが、それを作るに当たって保有する機械が、9ページをご覧のとおり、トラクターと耕運機という、これでは作るのに不向きな機械じゃないかと思うんですが。以上のことを考慮しまして、ご審議をお願いします。

議長 地元としては、少し疑問があるとのことですが。

湯浅君、加えて意見があればどうぞ。

湯浅委員 では、議案第3号ですが、現状、吉岡で譲受人が保有している農地でコゴミを栽培している実績を作ってもらってから検討するというので、一度本人から話を聞いてみたいと思うので、保留が適切かと思われませんが、よろしく願い申し上げます。

議長 ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、ただいま地元の委員から保留相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、保留ということに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。

よって、議案第3号、番号1は、審議保留とし、本人からの話を聞いた後に再審議といたします。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字北原2848番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は1,403㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は前橋市千代田町の方。譲受人は前橋市天川大島町の方。転用目的は特定建築条件付売買予定地。施設等は4区画です。転用理由、譲受人は前橋で不動産業を営んでいるが、申請地付

近は住宅も多く、前橋への通勤も便利で需要が高く見込めるため、建築条件付売買予定地として購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 議案第4号、番号1の議案に対して、地元の委員として一言申し上げます。

まず、権利の種別、申請目的、申請理由については事務局長の説明のとおりです。現地ですが、県道前橋南新井線の判塚という信号を20区方面に下りまして、そこからおよそ150メートルの左側になります。村道に沿った細長い土地ですが、東側は今の村道で、北側が山林です。西側が住宅とこの地区が笹熊地区と言いまして、笹熊共同墓地になっています。東側が馬入れを挟んで住宅が1軒と農地がございます。申請理由で、このように図面がありますが、住宅が4軒建つと。この建つという条件で売買の契約と思われまます。このようにしてもらえれば、地元としては反対の理由はございませんので、皆様の審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたので、ほかにご意見ございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

この案件については、宅地開発審議案件ということですので、意見があれば、その意見をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 事務局長。

事務局長 宅地開発案件ということで、各課からの指示・要望事項等が出ておりますので、ご説明をさせていただきます。

総務課からは、近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してくださいとのことです。

企画財政課からは特にございませぬ。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建築完成後は家屋調査に協力してくださいとのことです。

住民生活課からは、騒音振動関係といたしまして、工事に際し、騒音規制法及び振

動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。ごみ関係といたしまして、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。また、世帯の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合は、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないように設置してください。土砂等の搬入の関係です。土砂等の搬入を予定している場合は、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく手続が必要となる場合があります。事前に当課に相談をしてくださいとのことです。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいとのことです。

建設課からは、自治会長から雨水対策、定期的な除草、防火・防災の要望がありましたので、適切な開発地の管理をお願いします。雨水については敷地内での浸透処理に努めてください。側溝放流をする場合は、オーバーフロー水のみを放流としてください。歩道境界の撤去は承認工事の申請が必要となります。また、撤去は歩行者保護の観点から、基本的に4メートルとなります。詳細については別途建設課と協議してください。また、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。

上下水道課からです。計画どおり既存排水管V P 50からそれぞれH I V P 20で引込みをしてください。量水器は官民境界から1 m以内に設置してください。その他の工事の詳細については別途上下水道課と協議をしてください。下水道については、開発業者の負担で計画どおり施工をしてください。下水道の加入には、事前に下水道受益者負担金の納付が必要となります。北へ向かって造成計画が高くなっていますが、宅内配管距離が80mと長い箇所があるため、計画を十分した上で、村の基準に沿って施工をしてください。必要な場合は協議をお願いします。

教育委員会事務局からです。申請地近隣は榛東村立北小学校の通学路として、道路長谷津・つつじヶ丘線を利用する児童が多いことから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意をしてください。申請地は私有地の埋蔵文化財構造地に該当いたしますので、工事着手予定の60日前までに担当まで文化財保護法93条に基づく届出の提出をお願いします。埋蔵文化財の確認方法等については、届出後、担当と協議を行ってください。

以上、各課から指示・要望事項等が出ております。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号2について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第4号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字宮室1010番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は671㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は埼玉県さいたま市の方。譲渡人は広馬場の方。転用目的は社員研修施設用地。施設等は研修施設110㎡。転用目的、譲受人は現在、前橋で保険会社を経営しており、社員研修施設の建設を考えているが、自宅に隣接する申請地であれば管理するのに便利なため、譲受けして研修施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第4号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久実君。

田嶋委員 ただいま事務局長から説明のありました議案第4号、2番の申請につきまして、意見を述べさせていただきます。

転用目的等につきましては、事務局長の説明のとおりであります。

権利の種別につきましては所有権移転売買であります。申請目的は、譲受人の経営する会社の社員研修用施設を建設したいということであります。また、付近の状況を申し上げますと、東側は山林、西側は譲渡人の住宅地、隣ですね。南側は山林、南東は住宅地、北側は畑となっております。また、排水等につきましては、合併浄化槽、浸透枳で処理を計画しておりまして、隣接する北側農地については影響がないと思われまます。所有者は県外在住でありまして、継続的な農地管理は困難であります。今ま

でも譲受人が隣地であることから、草刈り等によって管理を行ってきたということでもあります。総合的に考えまして、私としては、問題がありませんので許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案第5号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第5号、番号1について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

農地の所在は大字長岡字小林沢1382番2。地目は登記簿が畑、現況が道路。面積85㎡。権利種別、非農地証明。所有者は前橋市青柳町の方です。非農地の事由について、申請地は昭和46年月日不詳から公衆用道路として利用されているので、証明願いますとのこと。備考ですけれども、証明の範囲、要件は、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議長 長 事務局より議案第5号、番号1の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員11番、萩原明美君。

萩原委員 11番、農業委員、萩原です。

議案第5号、番号1の申請ですが、ただいま事務局より説明がありましたが、地元

委員として補足させていただきます。

現地確認調書13ページと14ページをお開きください。

児童館を東に下った2軒家の右側に入る道ですが、公衆道路として利用されている状態になっております。非農地となって20年以上経過しておりまして、農地として利用される可能性がなく、やむを得ないと思われまます。私としては、証明申請の承認を皆様にご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元の委員から承認相当との説明がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第5号、番号1は、原案のとおり承認いたします。

◎議案第6号

議 長 次に、議案第6号 現況証明願の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第6号について説明申し上げます。

議案書12ページ、現地確認調書15ページをご覧ください。

議案第6号 現況証明願の承認についてご説明申し上げます。

令和5年8月23日付で別紙の現況証明願、改正農地調整法施行前、昭和21年11月21日以前から転用されているものがあったので、証明の交付について決定を求める。

令和5年9月11日提出、榛東村農業委員会会長。

13ページをお開きください。

現況証明願。

土地の所在は北群馬郡榛東村大字長岡字ソリタ585番1。所有者は記載のとおりです。上記の土地は現在、宅地として使用していることを現況確認の上、証明願いますという内容です。

現地確認調書は15ページ、図面は16ページ、17ページに表示されております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議 長 事務局長より議案第6号の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 5 番、星野一郎君。

星野委員 地元の農業委員、星野です。

これは100年以上前から宅地の一部として利用しております。確認はしておりませんが、税法上に関しましても多分、宅地並みの税金をお支払いしていると思います。農地転用許可が必要になる以前から、既に宅地として活用されておりますので、承認をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員より承認相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 6 号について、申請書のとおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第 6 号は、原案のとおり承認といたします。

以上、議案第 6 号は申請書のとおり承認したことを証明の上、申請人へ送付いたします。

ここで全ての議案を審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 11 時 15 分)

(再開 午前 11 時 25 分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0 時 15 分)